

スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

スマホスキル認定アプリ開発等委託業務

(2) 事業の目的

県内のデジタルデバイド解消施策の一つとして、スマホスキルレベルを可視化することにより、シニア世代などスマホ操作に不慣れな方の意欲の向上、市町村などがレベルに応じた支援の実施が可能となることにより、スマホ教室やスマホ相談を行う支援者の負担を軽減し、地域で自走できる体制を整え、スマホ教室やスマホ相談の場面をより多く確保することを検討しています。

本事業では、既存プラットフォームを活用したコンテンツの検討及び導入に向けた効果検証を実施したうえで、デジタルデバイド対策に資する最適なアプリ等を開発します。

(3) 事業内容

別添「スマホスキル認定アプリ開発等委託業務提案依頼書」のとおりとします。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

2 見積限度額

1,800千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル

5 企画提案者の募集

企画提案者の簿主は、別途「スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に定めます。

6 契約の相手方の決定方法

審査委員会において、提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

本事業の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するもので

はありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 単独企業による参加

ア 高知県の物品購入等に係る令和6年度～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿に登録されている、又は契約締結時まで登録が予定されている者であること

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

ウ 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること

エ 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること

オ 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと

カ 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと

(2) 本事業の遂行のために複数企業で結成される組織（以下「共同企業体」という。）による参加

ア 共同企業体を構成する者のうち、いずれかが「(1) 単独企業による参加」要件のアを満たしていること

イ 共同企業体を構成するすべての者が、「(1) 単独企業による参加」要件のイからカまでのすべてを満たしていること

8 説明会

(1) 日時：令和6年6月14日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

(2) 場所：オンライン開催（WEB会議ツールを使用します。）

(3) 参加申込：参加申込書（様式1）を令和6年6月13日（木）午後5時までに高知県電子申請サービスにより提出してください。必ず別途電話により到達を確認してください。

・申請URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10209

なお、説明会への参加は、プロポーザル参加の必須条件ではありません。

参加方法（URL等）については、令和6年6月13日（木）までに参加申込者に別途連絡いたします。

(4) その他：参加者の責による通信トラブル等により説明会の全部又は一部が視聴できなかった場合でも、再度の説明会の開催等はありません。

9 質疑と回答

(1) スケジュール

質疑の受付及び回答は以下のスケジュールで実施します。

- ・ 質疑提出期限 令和6年6月25日（火）午後5時（必着）
- ・ 質疑回答日 令和6年6月28日（金）

(2) 質疑の方法

質疑は質疑書（様式2）を高知県電子申請サービスにより提出してください。

- ・ 申請URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10209

必ず別途電話により到達を確認してください。口頭による質疑は受け付けません。

また、質疑は、指定日時までに受理したもののみとし、それ以降に届けられたものには回答できません。

(3) 回答の方法

質疑と回答の内容は、高知県総合企画部デジタル政策課のホームページに掲載します。

<高知県総合企画部デジタル政策課のホームページ>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/080000/080501/>

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙（様式3））を提出してください。

(1) 参加申込書

ア 提出方法

高知県電子申請サービスにて提出してください。提出後は電話により到達を確認してください。

- ・ 申請URL：

https://apply.e-tumo.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10209

イ 提出期限

令和6年6月25日（火）午後5時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知県高知市本町4丁目1番16号（高知電気ビル別館7階）

高知県総合企画部デジタル政策課 TEL 088-823-9650

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部デジタル政策課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年6月28日（金）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができま

す。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

11 企画提案書の作成

別途定める「スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりとします。

12 審査

別途定める「スマホスキル認定アプリ開発等委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりとします。

13 審査結果

審査結果は、令和6年7月中旬に、全ての参加者に書面で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

[高知県情報公開条例]

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

14 日程

令和6年6月10日（月） 公告

6月13日（木）午後5時	プロポーザル説明会申込期限
6月14日（金）	プロポーザル説明会
6月25日（火）午後5時	質疑書提出期限
6月25日（火）午後5時	プロポーザル参加申込書提出期限
6月28日（金）	質疑回答日
6月28日（金）	参加資格結果通知
7月3日（水）正午（必着）	企画提案書の提出期限
7月9日（火）	審査委員会（プレゼンテーション）
7月中旬頃	審査結果の通知
7月中旬頃	契約の候補者と委託内容の協議等
7月下旬頃	委託契約の締結

15 提出書類の取扱い

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。

(3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は

事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を「高知県情報公開条例に基づく開示請求に対する非開示理由の申出書」(様式4)により提出してください。

開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

[高知県情報公開条例]

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

16 問合せ先

高知県総合企画部デジタル政策課

担当者 村山、鈴木

T E L 088-823-9650

E-mail 080501@ken.pref.kochi.lg.jp

17 その他

- (1) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に当たっては、過去の実績を有することを必須要件としませんが、契約締結時には、高知県契約規則に基づき、当該契約者が、国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認めるなどの場合を除き契約保証金の納付が必要となります。
- (3) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (4) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- イ 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ウ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合。